

千葉市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第37号

千葉県事務分掌規則等の一部を改正する規則

(千葉県事務分掌規則の一部改正)

第1条 千葉県事務分掌規則(平成4年千葉県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第5号の表高齢障害部の部中

「

障害者自立支援課		を
----------	--	---

」

「

障害者自立支援課	こども発達相談室開設準備室	に
----------	---------------	---

」

改め、同条第6号の表こども未来部の部幼保支援課の項及び幼保運営課の項を削り、同表に次のように加える。

幼児教育・保育部	幼保支援課	
	幼保運営課	
	幼保指導課	

第1条第7号の表環境保全部の部環境保全課の項中「温暖化対策室自然保護対策室」を「自然保護対策室」に改め、同部に次のように加える。

脱炭素推進課	
--------	--

第1条第8号の表経済部の部中

「

産業支援課		を
-------	--	---

」

「

産業支援課	スタートアップ支援室	に
-------	------------	---

」

改める。

第2条危機管理部危機管理課の事務分掌中第4号を削り、第5号を

第4号とし、第6号から第8号までを削り、第9号を第5号とし、同事務分掌に次の3号を加える。

(6) 災害救助基金に関すること。

(7) 部内の所掌事務に係る連絡及び調整に関すること。

(8) 部内他の課の主管に属しない事項に関すること。

第2条危機管理部危機管理課緊急対策室の事務分掌第3号中「危機」を「危機対策」に改め、同事務分掌に次の4号を加える。

(4) 国民の保護に関する計画に関すること。

(5) 国民保護協議会に関すること。

(6) 危機事案対応計画に関すること。

(7) 危機対策に係る関係機関等との連携及び総合調整に関すること。

第2条総務部人事課の事務分掌第10号中「幼保運営課」を「幼保指導課」に改め、同部給与課の事務分掌第6号中「幼保運営課」を「幼保指導課」に改め、同事務分掌に次の1号を加える。

(17) 職員退職手当基金に関すること。

第3条総合政策部政策企画課の事務分掌中第8号を削り、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 重要政策の企画立案の総合調整に関すること。

第3条総合政策部政策企画課の事務分掌中第12号を第15号とし、第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) PFI事業等審査委員会に関すること。

(12) 教育等の振興に関する総合的な施策の大綱及び総合教育会議に関すること。

第3条総合政策部政策企画課の事務分掌第8号の次に次の1号を加える。

(9) PFI事業等導入の総合調整に関すること。

第3条総合政策部政策調整課の事務分掌中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号及び第18号を削る。

第3条未来都市戦略部スマートシティ推進課の事務分掌中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) シェアリングエコノミーに関すること。

第3条未来都市戦略部国家戦略特区推進課の事務分掌中第3号を削り、同部幕張新都心課の事務分掌第2号を次のように改める。

(2) 幕張新都心まちづくり将来構想の推進に関すること。

第5条市民自治推進部区政推進課の事務分掌第3号を次のように改める。

(3) 区における総合行政の推進に係る総括に関すること。

第5条市民自治推進部区政推進課の事務分掌中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同条生活文化スポーツ部スポーツ振興課の事務分掌第7号中「スポーツ施設」の次に「並びに千葉公園の総合体育館及び第1駐車場」を加える。

第6条保健福祉総務課監査指導室の事務分掌第3号中「介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改め、同条健康福祉部地域福祉課の事務分掌第14号中「多機関の協働による包括的な相談支援体制」を「地域生活課題を解決するための包括的な支援体制」に改め、同条医療衛生部生活衛生課の事務分掌第4号中「の管理の総括」を削り、同事務分掌第24号中「及び桜木霊園管理事務所」を削り、同条高齢障害部障害者自立支援課の事務分掌第8号中「発達障害者の支援」の次に「(こども発達相談室開設準備室の所管に属するものを除く。)」を加え、同事務分掌に次の事務分掌を加える。

こども発達相談室開設準備室

(1) こども発達相談室の開設準備に関すること。

(2) 発達障害者の支援のうち人材の育成に関すること。

第7条こども未来部こども企画課の事務分掌第6号中「幼保運営課」を「幼保指導課」に改め、同事務分掌中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(19) こども基本条例検討委員会に関すること。

第7条こども未来部こども家庭支援課の事務分掌第2号及び第3号中「幼保運営課」の次に「、幼保指導課」を加え、同事務分掌第21

号を削り、同事務分掌に次の3号を加える。

(21) 児童相談所の体制強化に関すること。

(22) 東部児童相談所及び西部児童相談所との連絡調整に関する
こと。

(23) 子ども家庭総合支援拠点に関すること。

第7条こども未来部幼保支援課の事務分掌及び幼保運営課の事務分
掌を削り、同部の事務分掌の次に次の事務分掌を加える。

幼児教育・保育部

幼保支援課

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 子育て支援施策の企画及び調整に関すること。

(3) 子育て支援施策（他の課の所管に属するものを除く。）の
推進に関すること。

(4) 保育所等の整備及び運営に係る企画及び調整（幼保指導課
の所管に関するものを除く。）に関すること。

(5) 私立保育園等の設置認可等の承認並びに指導及び監督（幼
保運営課及び幼保指導課の所管に関するものを除く。）に関
すること。

(6) 私立保育園等、私立幼稚園、国立幼稚園、預かり保育（幼
保運営課の所管に属するものを除く。）、病児・病後児保育
及びファミリー・サポート・センターの確認に関すること。

(7) 社会福祉法人（幼保支援課、幼保運営課及び幼保指導課の
所管に属するものに限る。）の設立認可並びに指導及び監督
に関すること。

(8) 幼保小連携施策に関すること。

(9) 市立保育所及び市立認定こども園の定員に関すること。

(10) 私立保育園等への助成（幼保運営課及び幼保指導課の所管
に関するものを除く。）に関すること。

(11) 私立保育園等に係る国庫補助等（幼保運営課及び幼保指導
課の所管に関するものを除く。）に関すること。

(12) 子育て支援コンシェルジュに関すること。

- (13) 病児・病後児保育に関すること。
- (14) 男性の育児の支援に関すること。
- (15) 地域子育て支援拠点事業に関すること。
- (16) エンゼルヘルパーに関すること。
- (17) ファミリー・サポート・センターに関すること。
- (18) 幼児教育の振興に関すること。
- (19) 私立幼稚園、国立幼稚園、預かり保育（幼保運営課の所管に属するものを除く。）、病児・病後児保育及びファミリー・サポート・センターに係る施設等利用費の支給に関すること。
- (20) 部内の所掌事務に係る連絡及び調整に関すること。
- (21) 部内他の課の主管に属しない事項に関すること。

幼保運営課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市立保育所及び市立認定こども園の管理運営（幼保指導課の所管に関するものを除く。）に関すること。
- (3) 預かり保育（新制度移行幼稚園及び認定こども園に限る。）、認可外保育施設及び一時預かりの施設等利用費の支給に係る施設又は事業としての確認に関すること。
- (4) 施設型給付、地域型保育給付及び施設等利用給付に係る教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の総括に関すること。
- (5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整、あっせん、要請及び利用決定並びに利用負担額の決定の総括に関すること。
- (6) 施設型給付及び地域型保育給付に係る給付費の支給に関すること。
- (7) 預かり保育（新制度移行幼稚園及び認定こども園に限る。）、認可外保育施設及び一時預かりに係る施設等利用費の支給に関すること。
- (8) 保育所等の保育料等の徴収に関すること（他の課の所管に

属するものを除く。) 。

- (9) 延長保育及び一時預かりに関すること。
- (10) 保育関係団体との連絡及び調整（幼保指導課の所管に関するものを除く。) に関すること。
- (11) 市立保育所及び市立認定こども園の運営費（幼保指導課の所管に関するものを除く。) に関すること。
- (12) 私立保育園等への助成（幼保支援課及び幼保指導課の所管に属するものを除く。) に関すること。
- (13) 私立保育園等に係る国庫補助等（幼保支援課及び幼保指導課の所管に属するものを除く。) に関すること。
- (14) 保育ルーム事業に関すること。
- (15) 認可外保育施設に関すること。
- (16) 私立保育園等の指導及び監督に関すること（確認制度に基づく給付費に関するものに限る。) 。

幼保指導課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 市立保育所及び市立認定こども園の管理運営（幼保運営課の所管に関するものを除く。) に関すること。
- (3) 保育関係団体との連絡及び調整（幼保運営課の所管に関するものを除く。) に関すること。
- (4) 市立保育所及び市立認定こども園の運営費（幼保運営課の所管に関するものを除く。) に関すること。
- (5) 保育所等の職員の研修の企画及び運営に関すること。
- (6) 市立保育所及び市立認定こども園に勤務する会計年度任用職員の任用に関すること。
- (7) 保育所等の児童の安全及び健康管理に関すること。
- (8) 保育所等の給食に関すること。
- (9) 指定保育士養成施設に関すること。
- (10) 市立保育所及び市立認定こども園の運営に関する指導及び連絡調整に関すること。
- (11) 私立保育園等の指導及び監督に関すること（保育内容に関

するものに限る。)

(12) 障害児等保育審査指導委員会に関すること。

(13) 市立保育所及び市立認定こども園の維持及び修繕に関する
こと。

(14) 私立保育園等への助成（施設に関するものに限る。）に関
すること。

(15) 私立保育園等に係る国庫補助等（施設に関するものに限
る。）に関すること。

(16) 保育所等の整備及び運営に係る企画及び調整（施設に関す
るものに限る。）に関すること。

第8条環境保全部環境保全課の事務分掌中第3号を削り、第4号を
第3号とし、第5号及び第6号を削り、同事務分掌第7号中「助成、
融資」を「啓発、助成及び融資」に改め、「及び地域環境保全基金
（森林環境譲与税に関するものを除く。）」を削り、同号を同事務分
掌第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 地域環境保全基金（森林環境譲与税に関するものを除く。）
に関すること。

第8条環境保全部環境保全課の事務分掌中第8号及び第9号を削り、
第10号を第6号とし、第11号を第7号とし、第12号を第8号と
し、同課温暖化対策室の事務分掌を削り、同部環境規制課の事務分掌
に次の5号を加える。

(10) 公害防止計画に関すること。

(11) 公害防止管理者等の届出の受理に関すること。

(12) 環境保全協定に関すること。

(13) 化学物質の適正な管理に係る調整に関すること。

(14) 農薬及び殺虫剤等薬剤の適正使用に関すること。

第8条環境保全部環境規制課の事務分掌の次に次の事務分掌を加え
る。

脱炭素推進課

(1) 課の庶務に関すること。

(2) 脱炭素施策の企画・立案及び調整に関すること。

- (3) 地球温暖化対策実行計画に関すること。
- (4) 再生可能エネルギー導入に関する施策の企画・立案及び調整に関すること。
- (5) 脱炭素先行地域に関すること。
- (6) 避難所への再生可能エネルギー導入に関すること。
- (7) エネルギーの使用の合理化に関する施策に係る連絡及び調整に関すること。

第9条経済部産業支援課の事務分掌中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同事務分掌に次の事務分掌を加える。

スタートアップ支援室

- (1) 創業及び起業の推進に関すること。
- (2) 新事業創出に関すること。
- (3) スタートアップ・エコシステムの構築に関すること。

第9条農政部農政課の事務分掌中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条都市政策課の事務分掌に次の1号を加える。

- (9) かわまちづくりに関すること。

第10条建築部住宅政策課の事務分掌第6号中「分譲マンションの」の次に「適正管理・」を加え、同事務分掌第7号中「高齢者等」を「住宅確保要配慮者」に改め、同事務分掌第8号中「若年世帯等の居住支援」を「住宅団地の活性化」に改め、同事務分掌中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第10条公園緑地部緑政課の事務分掌中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同課緑と花の推進室の事務分掌に次の1号を加える。

- (5) 緑と水辺の基金に関すること。

第10条公園緑地部公園管理課の事務分掌第5号中「新千葉公園」の次に「及び千葉公園（総合体育館、第一駐車場及び公営事業事務所が管理する区域に限る。）」を加え、同事務分掌第10号中「指定管理者による管理」の次に「（昭和の森及びスポーツ振興課の所管に属

するものを除く。）」を加え、同部公園建設課の事務分掌中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、同事務分掌に次の3号を加える。

(8) 千葉公園の再整備に関すること。

(9) 動物公園におけるバイオマスボイラーの導入に関すること。

(10) その他の公園等における再生可能エネルギーの導入に関すること。

第11条道路部道路建設課の事務分掌第2号中「都心整備課及び街路建設課の所管に属するものを除く。」を「都市計画街路事業に係るものを除く。」に改め、同事務分掌第4号中「用地買収」を「用地取得」に改め、同事務分掌第5号中「買収」を「取得」に改め、同事務分掌中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 自転車走行環境、自転車駐車場及び保管場所の整備に関すること。

第11条道路部街路建設課の事務分掌第2号中「限り、都心整備課の所管に属するものを除く。」を「限る。」に改め、同事務分掌第4号中「買収」を「取得」に改め、同条下水道企画部総合治水課の事務分掌中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同事務分掌第16号中「急傾斜地崩壊防止施設」の次に「(市が管理するものに限る。）」を加え、同号を同事務分掌第15号とし、同条下水道施設部下水道整備課の事務分掌中第10号を第12号とし、第7号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 災害時の大都市間ルールに係る連絡及び調整に関すること。

第11条下水道施設部下水道整備課の事務分掌第5号の次に次の1号を加える。

(6) 下水道企画部及び下水道施設部の工事安全対策の総括に関すること。

第11条下水道施設部雨水対策課の事務分掌中第2号を削り、第3号中「限る。」の次に「以下この項において同じ。」を、「管渠」の次に「及び貯留浸透施設」を加え、同号を同事務分掌第2号とし、

同事務分掌第4号中「排水施設」を「排水施設事業」に、「公共下水道施設」を「公共下水道事業」に、「都市下水路」を「都市下水路事業の施設」に改め、同号を同事務分掌第3号とし、同事務分掌第5号中「（雨水に係るものに限る。）」を削り、「管渠」の次に「及び貯留浸透施設」を加え、「排水施設」を「排水施設事業」に、「都市下水路」を「都市下水路事業の施設」に改め、同号を同事務分掌第4号とする。

第13条第7項中「又は技監」を「、技監又は専門員」に改める。

第14条第6項中「及び技監」を「、技監及び専門員」に改める。

別表危機管理課の項を削り、同表業務改革推進課の項の次に次のように加える。

資産経営課	再整備担当課長	(1) 千葉中央コミュニティセンターの再整備に関すること。
-------	---------	-------------------------------

別表保健福祉総務課の項の次に次のように加える。

健康推進課	歯科保健推進担当課長	(1) 歯科保健の推進に関すること。
-------	------------	--------------------

別表生活衛生課の項の次に次のように加える。

こども家庭支援課	企画調整担当課長	(1) 児童相談所の体制強化に関すること。 (2) 東部児童相談所及び西部児童相談所との連絡調整に関すること。 (3) 子ども家庭総合支援拠点に関すること。
----------	----------	--

別表幼保支援課の項を削り、同表幼保運営課の項中「幼保運営課」を「幼保指導課」に改め、同項の次に次のように加える。

脱炭素推進課	事業調整担当課長	(1) 脱炭素先行地域に関すること。 (2) 避難所への再生可能エネルギー導入に関すること。
--------	----------	---

公園建設課	設備整備担当 課長	<p>(1) 動物公園におけるバイオマスボイラーの導入に関すること。</p> <p>(2) その他の公園等における再生可能エネルギーの導入に関すること。</p>
-------	--------------	--

(ちば市政だより発行規則の一部改正)

第2条 ちば市政だより発行規則（昭和42年千葉市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「区役所地域振興課」を「区役所総務課」に改める。

(千葉市公印規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 千葉市公印規則（昭和45年千葉市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般公印の表10の項中「区役所地域振興課長」を「区役所総務課長」に改め、同表中19の項を削り、20の項を19の項とし、21の項から23の項までを1項ずつ繰り上げ、同表24の項中「55」を「53」に改め、同項を同表23の項とし、同表中25の項から34の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第1専用公印の表58の項中「並びに登記事項証明書等交付等請求関係書」を「、登記事項証明書等交付等請求関係書、水路用地及び施設の取得、処分及び整理に関する文書並びに境界確定に関する文書」に改め、同表62の項中「区役所地域振興課長」を「区役所総務課長」に改め、同表71の項及び72の項中「高圧ガス保安法」の次に「、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」を加え、同表74の項中「68」を「58」に改め、同表80の項中「109」を「107」に改め、同表81の項中「49」を「55」に改め、同表83の項中「64」を「63」に改め、同表84の項中「47」を「51」に改める。

別表第2一般公印の表中19の項を削り、20の項を19の項とし、21の項から34の項までを1項ずつ繰り上げる。

(千葉県物品会計規則の一部改正)

第4条 千葉県物品会計規則(昭和52年千葉県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「、監査委員事務局及び農業委員会事務局並びに」を「及び監査委員事務局並びに」に改め、同項第4号中「、農業委員会事務局」を削り、同項第7号中「、人事委員会事務局及び農業委員会事務局」を「及び人事委員会事務局」に改める。

別表第4第1号の表桜木霊園管理事務所の項及び農業委員会事務局の項を削り、同表第2号の表中

「

地域振興課	課長補佐
-------	------

を

」

「

総務課	課長補佐
地域づくり支援課	課長補佐

に

」

改める。

(千葉県保健所規則の一部改正)

第5条 千葉県保健所規則(昭和63年千葉県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条の表食品安全課の項第4号中「(アレルギー、消費期限、添加物、栄養成分の量及び熱量等の表示に係るもの)及び「に限る。)」を削り、同表市場・食鳥監視室の項第4号中「アレルギー、消費期限及び添加物等の」を「栄養成分の量及び熱量等の保健事項に関する」に、「)に限る」を「)を除く」に改める。

(千葉県事業所事務分掌規則の一部改正)

第6条 千葉県事業所事務分掌規則(平成4年千葉県規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の表桜木霊園管理事務所の部を削り、同表中央・美浜公園緑地事務所、花見川・稲毛公園緑地事務所、若葉公園緑地事務所及び緑公園緑地事務所の部に次の1号を加える。

(14) 昭和の森における指定管理者による管理に関すること（緑公園緑地事務所に限る。）。

別表第1保健福祉局の部中「保健福祉局」を「健康福祉部」に改め、同表生活衛生課の部中桜木霊園管理事務所の項を削り、同表幼保運営課の部中「幼保運営課」を「幼保指導課」に改める。

別表第2桜木霊園管理事務所の項を削る。

(千葉県市区役所事務分掌規則の一部改正)

第7条 千葉県市区役所事務分掌規則（平成4年千葉県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「
地域振興課
地域づくり支援室
くらし安心室
」
「
総務課
地域づくり支援課
」
に改める。

第3条地域振興課の事務分掌中「地域振興課」を「総務課」に改め、同事務分掌に次の2号を加える。

(18) 区における総合行政の推進に係る調査、企画及び連絡調整に関すること（中央区役所総務課に限る。）。

(19) 区役所の業務改善の推進に関すること（中央区役所総務課に限る。）。

第3条地域振興課地域づくり支援室の事務分掌及び同課くらし安心室の事務分掌を削り、同条市民総合窓口課の事務分掌の前に次のように加える。

地域づくり支援課

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 区の主要事務事業の企画及び進行管理に関すること。
- (3) 区行政連絡調整会議に関すること。
- (4) 区における市民主体のまちづくりの推進に関すること。
- (5) 区における広聴に関すること。
- (6) コミュニティの振興に関すること。

- (7) 地域運営委員会に関すること。
- (8) 町内自治会その他各種団体の育成並びに連絡及び調整に関する
こと。
- (9) 区民参加行事の実施に関すること。
- (10) 千葉市を美しくする運動に関すること。
- (11) 市民体力づくり及びスポーツ・レクリエーション行事等の実施
に関すること。
- (12) 地域文化の振興に関すること。
- (13) 運動広場に関すること。
- (14) 市ボランティア保険事故報告書の受付に関すること。
- (15) スポーツ推進員に関すること。
- (16) スポーツ振興会に関すること。
- (17) 各区内に置かれたコミュニティセンター（中央コミュニティセ
ンターを除く。）及び土気あすみが丘プラザの管理運営に関する
こと。
- (18) 要望、陳情等の受付並びに連絡及び調整に関すること。
- (19) 市民相談に関すること。
- (20) 庁舎案内に関すること。
- (21) 自転車駐車場の利用登録の受付に関すること。
- (22) 地域防犯活動の推進に関すること。
- (23) 地域防犯組織の育成及び支援に関すること。
- (24) 地域交通安全対策の実施に関すること。
- (25) 地域防災に関すること。
- (26) 自主防災組織の育成及び支援に関すること。
- (27) 災害見舞金の支給に関すること。
- (28) り災証明書（火災を除く。）の発行に関すること。
- (29) 火災り災者等の一時的な宿泊の支援に関すること。
- (30) 防災備蓄倉庫及び非常用井戸等の維持管理に関すること。
- (31) 多機能パトロールに関すること。
- (32) 美しい街づくりの日の事業に関すること。
- (33) 一般廃棄物集積所の設置に係る連絡及び調整に関すること。

- (34) 一般廃棄物集積所等に係る物品の配布及び貸与に関する事。
- (35) 粗大ごみ手数料納付券に関する事。
- (36) 落書き消去活動の支援に関する事。
- (37) 畜犬の登録に関する事。
- (38) 空き家等の適正管理の指導に関する事。
- (39) 町内自治会その他各種団体からの都市公園内行為許可申請等に係る連絡及び調整に関する事。
- (40) 地価公示及び地価調査に関する書類の閲覧に関する事。
- (41) 土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定による公告及び同法に規定する縦覧等に関する事。
- (42) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第3項並びに第8条第3項及び第6項に規定する縦覧に関する事。
- (43) 道路の維持及び修繕（簡易なものに限る。）並びにこれらに関する連絡及び調整に関する事。
- (44) 道路に係る地域ボランティアに関する事。
- (45) 市の収入金の収納に関する事（納付書によるものに限る。）。

第3条区政事務センターの事務分掌第4号中「郵送」の次に「及びオンライン申請」を加える。

第6条健康課の事務分掌第21号中「地域健康づくり支援ネットワーク事業」を「健やか未来都市ちばプラン推進事業」に改め、同事務分掌第39号中「花見川区役所保健福祉センター健康課」を「中央区役所保健福祉センター健康課」に、「若葉区役所保健福祉センター健康課」を「緑区役所保健福祉センター健康課」に、「に限る」を「を除く」に改める。

第7条第2項の表中央区役所市民総合窓口課の部中「市役所前市民センター」を「千葉みなと市民センター」に、「千葉市中央区千葉港2番1号」を「千葉市中央区千葉港1番1号」に改める。

第8条第19号を次のように改める。

- (19) 市の収入金の収納（納付書によるものに限る。）に関する事（千葉みなと市民センターを除く。）。

第12条第2項の表花見川区役所市民総合窓口課の部こてはし台連

絡所の項中「千葉市花見川区こてはし台1丁目22番19号」を「千葉市花見川区こてはし台5丁目9番7号」に改める。

(千葉市児童相談所規則の一部改正)

第8条 千葉市児童相談所規則（平成4年千葉市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(職員)

第4条 児童相談所に所長及び所長補佐を置く。

2 児童相談所に主幹、主査、主査補又は副主査を置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、児童相談所に所要の職員を置く。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

(千葉市予算会計規則の一部改正)

第9条 千葉市予算会計規則（平成4年千葉市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「区役所地域振興課」を「区役所総務課」に、「地域振興課長」を「総務課長」に改める。

第53条第1項中第28号を第29号とし、第27号の次に次の1号を加える。

(28) 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業に係る給付金

第95条中「又は施行令第155条の2」を削る。

別表第3中

「

保健福祉局医療衛生 部桜木霊園管理事務 所		及び
-----------------------------	--	----

」

こども未来局こども 未来部幼保支援課		を
-----------------------	--	---

こども未来局こども 未来部幼保運営課	
-----------------------	--

削り、

「

こども未来局こども 未来部児童相談所	所長の職にあ る者
環境局環境保全部環 境総務課	課長の職にあ る者
環境局環境保全部環 境保全課	
環境局資源循環部廃 棄物対策課	

を

「

こども未来局こども 未来部児童相談所	所長の職にあ る者
こども未来局幼児教 育・保育部幼保支援 課	課長の職にあ る者
こども未来局幼児教 育・保育部幼保運営 課	
こども未来局幼児教 育・保育部幼保指導 課	
環境局環境保全部環 境総務課	
環境局環境保全部環 境保全課	

に、

環境局環境保全部脱炭素推進課		
環境局資源循環部廃棄物対策課		

都市局公園緑地部緑政課		を
都市局公園緑地部公園管理課		

都市局公園緑地部緑政課		に
都市局公園緑地部緑政課緑と花の推進室	室長の職にある者	
都市局公園緑地部公園管理課	課長の職にある者	

改める。

別表第4中

保健福祉局医療衛生部桜木霊園管理事務所		及び
---------------------	--	----

こども未来局こども未来部幼保支援課		
こども未来局こども未来部幼保運営課		

認定こども園	園長の職にある者又は所属職員のうちから現金出納員が指名する者
保育所	所長の職にある者又は所属職員のうちから現金出納員が指名する者

を

削り、

「

こども未来局こども未来部児童相談所	所属職員のうちから現金出納員が指名する者
環境局環境保全部環境総務課	
環境局環境保全部環境保全課	

を

「

こども未来局こども未来部児童相談所
こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課
こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課

こども未来局幼児教育・保育部幼保指導課			に
認定こども園	園長の職にある者又は所属職員のうちから現金出納員が指名する者		
保育所	所長の職にある者又は所属職員のうちから現金出納員が指名する者		
環境局環境保全部環境総務課	所属職員のうちから現金出納員が指名する者		
環境局環境保全部環境保全課			
環境局環境保全部脱炭素推進課			

改める。

別表第5中

「

区役所地域振興課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る次に掲げる現金の出納及び保管 1 収入金並びに歳入歳出外現金の収納及び保管 2 入札保証金の出	を
区役所市民総合窓口課			

		納
--	--	---

区役所総務課	課長の職にある者	所管に属する事務事業に係る次に掲げる現金の出納及び保管 1 収入金並びに歳入歳出外現金の収納及び保管 2 入札保証金の出納
区役所地域づくり支援課		
区役所市民総合窓口課		

改める。

別表第6中

区役所地域振興課	所属職員のうちから区現金出納員が指名する者	所管に属する事務事業に係る次に掲げる現金の出納及び保管 1 収入金並びに歳入歳出外現金の収納及び保管 2 入札保証金の出納
区役所市民総合窓口課		

区役所総務課	所属職員のうちから区現金出納員が指名する者	所管に属する事務事業に係る次に掲げる現金の出納及び保管 1 収入金並びに歳入歳出外現金の収
区役所地域づくり支援課		
区役所市民総合窓口課		



納及び保管
2 入札保証金の出
納

」

改める。

別記様式目次第30号様式—2の項を削り、同様式目次第30号様式—3の項中「第30号様式—3」を「第30号様式—2」に改め、同様式目次第30号様式—4の項中「第30号様式—4」を「第30号様式—3」に改める。

第30号様式—2を次のように改める。

第30号様式—2 削除

第30号様式—3を次のように改める。

第30号様式—3

領 収 書		No.		年度		会 計	
第 款				第 款			
第 項				第 項			
第 目				第 目			
第 節				第 節			
金 額				金 額		円	
内 容				内 容			
上記の金額を領収しました。				上記の金額を領収済につき通知します。			
千葉市現金出納員等 様				千葉市会計管理者 様			
千葉市指定・指定代理・収納代理金融機関				千葉市指定・指定代理・収納代理金融機関			
領収日付印				領収日付印			
所管課名		(F290)		所管課名		(千葉市保管)	

現 金 払 込 書		No.		年度		会 計	
第 款				第 款			
第 項				第 項			
第 目				第 目			
第 節				第 節			
金 額				金 額		円	
内 容				内 容			
上記の金額を払込みます。				上記の金額を払込みます。			
年 月 日				年 月 日			
千葉市指定・指定代理・収納代理金融機関様				千葉市指定・指定代理・収納代理金融機関様			
千葉市現金出納員等				千葉市現金出納員等			
課 印				課 印			
領収日付印				領収日付印			
所管課名				所管課名		(金融機関保管)	

(千葉市認可地縁団体印鑑条例施行規則の一部改正)

第10条 千葉市認可地縁団体印鑑条例施行規則（平成5年千葉市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「区役所地域振興課」を「区役所地域づくり支援課」に改める。

(千葉市保健所長委任規則の一部改正)

第11条 千葉市保健所長委任規則（平成12年千葉市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第36項中「（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）第7条第1項の規定により市長に委任された権限に属するものに限る。）」を削り、同項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

（4）法第8条第2項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査及び質問に関すること。

（5）法第10条の2第1項の規定による食品の回収の届出の受理に関すること。

別表第37項第5号中「第38条第2項」を「第53条第2項」に改め、同項第6号中「第38条第5項」を「第53条第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条中千葉市区役所事務分掌規則第12条第2項の表の改正規定は同月21日から、同規則第7条第2項の表及び第8条第19号の改正規定は同年5月22日から施行する。